（土地区画整理事業の施行者が行う公募）

第二条　法第一条第四項第五号の規定により施行者が行う公募は、国土交通大臣、都道府県又は市町村にあっては官報、公報その他所定の手段及び国土交通省、当該都道府県又は当該市町村のウェブサイトへの掲載により、その他の施行者にあっては掲示及び当該施行者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合（施行者が個人施行者（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九条第五項に規定する個人施行者をいう。）、土地区画整理組合又は区画整理会社である場合に限る。）は、当該公募をウェブサイトへの掲載により行うことを要しない。

一　施行地区（土地区画整理法第二条第四項に規定する施行地区をいう。次条及び第七条第一号において同じ。）の面積が二ヘクタール未満である場合

二　施行者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

（土地区画整理事業の施行の推進を図るための措置）

第三条　法第一条第五項の国土交通省令で定める土地区画整理事業の施行の推進を図るための措置は、事業計画（土地区画整理法第十四条第一項又は第三項の事業計画をいう。）の変更のうち次に掲げるものとする。

一　土地区画整理事業の施行後における施行地区内の宅地（土地区画整理法第二条第六項に規定する宅地をいう。以下同じ。）の地積（保留地の予定地積を除く。）の合計の土地区画整理事業の施行前における施行地区内の宅地の地積の合計に対する割合の変更

二～六　（略）

（土地区画整理事業の施行者が行う公募）

第二条　法第一条第四項第五号の規定により施行者が行う公募は、国土交通大臣、都道府県又は市町村にあっては官報、公報その他所定の手段により、その他の施行者にあっては掲示により行うものとする。

（新設）

（新設）

（土地区画整理事業の施行の推進を図るための措置）

第三条　法第一条第五項の国土交通省令で定める土地区画整理事業の施行の推進を図るための措置は、事業計画（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第一項又は第三項の事業計画をいう。）の変更のうち次に掲げるものとする。

一　土地区画整理事業の施行後における施行地区（土地区画整理法第二条第四項に規定する施行地区をいう。以下同じ。）内の宅地（同条第六項に規定する宅地をいう。以下同じ。）の地積（同法第九十六条第一項又は第二項の規定により換地として定めない土地をいう。以下同じ。）の予定地積を除く。）の合計の土地区画整理事業の施行前における施行地区内の宅地の地積の合計に対する割合の変更

二～六　（略）

（管理処分に要する費用の貸付金の要件となる市街地再開発事業の施行者が行う公募）

第四条　法第二条第四項の表二の項の規定により施行者が行う公募は、掲示及び当該施行者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合（施行者が第一種市街地再開発事業を施行する場合に限る。）は、当該公募をウェブサイトへの掲載により行うことを要しない。

一　施行地区の面積が〇・四ヘクタール未満である場合

二　施行者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

（管理処分に要する費用の貸付金の要件となる土地区画整理事業の施行者が行う公募）

第七条　法第二条第五項の表三の項の規定により施行者が行う公募は、掲示及び当該施行者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該公募をウェブサイトへの掲載により行うことを要しない。

一　施行地区の面積が二ヘクタール未満である場合

二　施行者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第十三条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定建築者の公募）	（特定建築者の公募）
第百六条　法第二百三十六条第一項の規定により施行者が行う特定建築者の公募は、地方公共団体にあっては公報への登載その他	**第百六条**　法第二百三十六条第一項の規定により施行者が行う特定建築者の公募は、地方公共団体にあっては公報への登載その他